

各都道府県総務部長  
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）  
各指定都市総務局長  
（人事担当課扱い）  
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長

（公印省略）

人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正等について  
（船員の勤務時間の取扱いの見直し関係）

本日、人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則15-14-41）が公布されるとともに、「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正について（職職-47）が発出され、令和5年4月1日から施行されることとなります。

今般の改正は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和3年法律第43号）により船員法が改正されることに伴い、国家公務員の船員の勤務時間の取扱いについて、所要の見直しが行われるものです。具体的には、船員の働き方改革等の観点から、船舶に乗り組む職員が行う一定の作業に関し、勤務時間を割り振られた時間以外の時間に従事する場合であっても正規の勤務時間として取り扱う特例について、対象となる作業を変更するものです。

地方公共団体の職員の勤務時間・休暇その他の勤務条件については、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められています（地方公務員法第24条第4項）。つきましては、各地方公共団体においては、地方公務員法の趣旨に沿い、これらの人事院規則及び人事院運用通知の改正内容及び下記事項に留意の上、船員の勤務時間の取り扱いの見直しについて、令和5年4月1日より適用すべく人事委員会規則等の改正など所要の措置を講じていただくようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村等に対しても御連絡いただくようお願いします。なお、本通知については地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

連絡先 総務省自治行政局公務員部公務員課  
公務員第四係  
電話 03-5253-5544（直通）

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年二月二十八日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一五―一四―四一

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
第十二条（略） （船員の勤務時間の特例）	第十二条（略） （船員の勤務時間の特例）

2 勤務時間法第十二条の人事院規則で定める作業は、人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業（職員が本来の業務として行う作業で人事院が定めるものを除く。）とする。

（削る）

（削る）

（削る）

2 勤務時間法第十二条の人事院規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

一 人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業（職員が本来の業務として行う作業で人事院が定めるものを除く。）

二 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業（職員が本来の業務として行う作業で人事院が定めるものを除く。）

三 航海当直の通常の交代のために必要な作業

## 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

令和5年2月28日

## 人 事 院 事 務 総 長

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正について（通知）

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職—328）」の一部を下記のとおり改正したので、令和5年4月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
第9 船員の勤務時間の特例関係 1 (略) 2 規則第12条第2項の「人事院が定めるもの」は、公安職俸給表(二)の職員が行う人命又は他	第9 船員の勤務時間の特例関係 1 (略) 2 規則第12条第2項第1号の「人事院が定めるもの」は、公安職俸給表(二)の職員が行う人命

<p>の船舶を救助するための作業とする。</p> <p>(削る)</p>	<p>又は他の船舶を救助するための作業とする。</p> <p><u>3 規則第12条第2項第2号の「人事院が定めるもの」は、海上保安大学校又は海上保安学校の学生の教育のための作業及び公安職俸給表(二)の職員が行う人命又は他の船舶を救助する訓練のための作業とする。</u></p>
--------------------------------------	---

以 上